

## Information 双葉警察署

**全国地域安全運動 10月11日(火)～10月20日(木)**

## メインスローガン

**「みんなでつくろう安心の街」**

## サブスローガン

**「見守る目 地域の絆が抑止力」**

本年も、安全で住みよい社会の実現に向け、10月11日から10月20日までの10日間、「令和4年全国地域安全運動」が実施されます。

犯罪の発生件数は、平成14年をピークに年々減少していますが、全国的には子ども・女性が被害者となる痛ましい事件や、高齢者を狙ったなりすまし詐欺、SNSなどを介した犯罪被害は深刻な状況になっています。

そのような情勢の中で、「地域安全運動」は、警察、関係機関・団体、防犯ボランティア、そして地域住民の皆様が一体となって、安全で安心な社会の実現に向けた取り組みを進めていただくものです。

本年も新型コロナウイルス感染症の拡大など厳しい社会情勢にありますが、皆様一人一人が高い防犯意識を持ち、侵入窃盗被害やなりすまし詐欺被害などに遭わないように注意しましょう。

**あなたと家族を被害から守る  
安全安心情報を届けます。****POLICEメール  
ふくしま**登録は、『福島県警HP』  
からお願いします！

問 双葉警察署 ☎0240-22-2121

## Information 相馬税務署

**消費税のインボイス制度に関する説明会**

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

日 時	定 員	会 場
①10月13日（木）午後1時30分～午後3時30分	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)
②10月25日（火）午後1時30分～午後3時30分 (主に消費税の免税事業者の方向け)	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)
③11月2日（水）午後3時30分～午後4時20分	48名	相馬市総合福祉センター (はまなす館) 第二・第三会議室 (相馬市小泉字高池357)
④11月17日（木）午後1時30分～午後3時30分 (主に消費税の免税事業者の方向け)	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)
⑤12月1日（木）午後1時30分～午後3時30分	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)
⑥12月15日（木）午後1時30分～午後3時30分 (主に消費税の免税事業者の方向け)	20名	相馬税務署 2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)

説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。

①、②、④、⑤および⑥の説明会において、説明会終了後、希望する方を対象に登録申請相談会を開催します。  
会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

申 相馬税務署 法人課税第一部 ☎0244-36-3942 (直通)

## Information 健康福祉課

**原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて**

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」とことされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■ 平成23年3月11時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**  
令和4年度まで・・・全額減免  
令和5年度・・・1／2減免  
令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**

- 令和7年2月末まで・・・免除継続  
令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11時点で住民票のあった自治体へお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

## Information 町民税務課

町税などの納付は、口座振替をご利用ください！

**町県民税・国民健康保険税は10月31日が納期限です**

町県民税（3期）、国民健康保険税（4期）の納期限などは、次のとおりです。

■ 納 期 限 令和4年10月31日（月）

■ 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店  
②福島さくら農業協同組合 本・支店  
③東邦銀行 本・支店  
④いわき信用組合 本・支店  
⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店  
⑥福島銀行 本・支店  
⑦大東銀行 本・支店

⑧広野町役場 出納室  
⑨コンビニエンスストア  
あぶくま信用金庫  
令和4年10月31日（月）

その他の金融機関  
令和4年10月27日（木）  
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

## Information 福島県相双地方振興局 県税部課税課

**令和4年度個人事業税（2期）納税のお知らせ**

個人で事業を営まれている方で、個人事業税の課税対象となる方へは、8月に納税通知書を発付しておりますが、2期分については、11月10日（木）に、納税のお知らせを発送する予定です。

納期限は、11月30日（水）となりますので、忘れずに納めましょう。

なお、税務署へ所得税の確定申告書を提出された時期などにより、納期が異なる場合があります。

※個人事業税とは、県内で、個人で事業を営まれている方について、税務署に提出した所得税の確定申告をもとに課税される税金です。

問 福島県相双地方振興局 県税部課税課  
事業税チーム ☎0244-26-1126